

議員提出議案第 2 号

知立市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 8 日提出

提出者	知立市議会議員	杉	浦	弘	一
賛成者	知立市議会議員	杉	山	千	春
	〃	中	野	智	基
	〃	石	川	智	子
	〃	佐	藤		修

知立市議会会議規則の一部を改正する規則

知立市議会会議規則（昭和 4 7 年知立市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 8 4 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 9 1 条中「これに対する質疑」の次に「、自由討議」を加える。

第 1 3 2 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同条

第４項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「請願を」の前に「前２項の」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、欠席の届出及び請願書の押印手続の見直しのため必要があるからである。

知立市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(議員提出議案第2号、参考資料)

改正後	改正前
(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第84条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 (審査順序) 第91条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、<u>自由討議</u>、討論、表決の順序によって行うを例とする。 (請願書の記載事項等) 第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> 2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければな</u>	(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第84条 委員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 (審査順序) 第91条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。 (請願書の記載事項等) 第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>らない。</u> <u>3</u> <u>前2項</u>の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略	<u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略